

平成19年(ワ)第3805号事件

原告 大 正 健 二

被告 山 下 恒 生 外 1 名

準 備 書 面 2

平成19年6月27日

大阪地方裁判所 第5民事部単独4係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 佐藤裕己



1 (1) 平成19年6月13日午後12時頃、大阪教育合同労組の共闘団体と称する「おおさかユニオンネットワーク事務局・丹羽」は、訴外「大阪信愛女学院事務長山崎様」宛にて「大正弁護士(理事)の提訴の件」で「日時6月14日(木)午前10時頃」、「当方(当該の大阪教育合同労組、上記団体の大阪全労協、共闘団体のおおさかユニオンネットワークの3者)の申入書を持参いたしますので、よろしく対応ください。」との文書をFAX送信してきた(甲20)。これに対して上記山崎は当日午後「当学院は上記の提訴の件には関係ないので、一切対応出来ません」旨上記丹羽氏に電話連絡をした。

(2) ところが、平成19年6月14日午前10時頃被告山下恒生外3名の氏名不詳者が訴外大阪信愛女学院の本部玄関に現れたので、学院受付係が「お会い出来ません」と伝えたにもかかわらず、約1時間にわたって上記4名がこもごも大きな声で「理事長に会わせろ」、「出て来ないなら会議室まで行く」というようなことを喚きちらし、玄関から校舎内の廊下へ入り、秘書室、学長室の前まで侵入してきた。

このため学院関係者が被告山下らに対して、学校の業務の妨害になるので退去するよう求めたが、それでも退去しなかったので、所

轄警察署に通報した所、警察官が到着する前に上記4名は退去したが、退去する際学院の玄関の下駄箱の上に抗議申入書（甲22）在中の封筒（甲21）を学院に無断で置いて行ったのである。

2 上記のような行動が、労働組合のする正当な労働組合活動といえないものであることは論をまたない所である。

上記抗議申入書なるものには、「大正健二理事及び貴学院が刑事告訴、損害賠償請求を直ちに撤回することを申し入れる」と結語されており、結局は告訴及び訴訟の取下げを強談威迫によって実現しようとするものである。

まして、学院は告訴、訴訟の当事者ではない第三者であり、当事者ではない第三者にこのような威迫行為を行うことが、まともな労働組合のすることであるのか、又まともな労働組合活動といえるものであるのか、誰の眼にも明らかであると思料する。

ところが、抗議申入書に名前を連ねた3労働組合は、不幸なことに上記行動を「正当な組合活動」と信じており、「・・・大阪教育合同労働組合だけではなく、大阪・全国いや全世界のすべての労働組合に対する攻撃である」とまで言っているのである。

これに対してはあきれて返す言葉もないが、とりあえず被告ら代理人に対して、被告らに対して被告山下らの上記行動は建造物侵入罪に該当する犯罪であることを御教示頂き、今後二度としないように注意して頂くようお願いする次第である。